

新たな財政健全化計画等に関する建議の概要 (財政制度等審議会)

平成30年5月28日

麻生議員提出資料

・ 新たな財政健全化計画の策定に向けた考え方

1. 早期の財政健全化の必要性

- ・ これ以上の財政健全化の遅れは許されない。「後がない」という危機感を持って、プライマリーバランス(PB)黒字を今度こそ確実に安定的に実現する必要。
- ・ 早期の財政健全化は、国民の将来不安を和らげ、デフレ脱却・持続的な経済成長を実現するために不可欠の前提。
- ・ 後期高齢者の急増、金利上昇に伴う利払費の増加リスク、自然災害や経済危機の可能性等を見据え、2022年度よりも前までの間に集中的に財政健全化に取り組むことが不可欠。これにより遅くとも2025年度までにPB黒字を安定的に確保しておく必要。

2. 財政健全化に向けたこれまでの取組の進捗状況

- ・ 経済・財政再生計画の下、3年間の歳出改革の目安が達成されたこと、その中で予算の徹底的な効率化、より政策効果の高い施策への重点化など、予算の質の向上が図られてきたことは評価されるべき。
- ・ しかし、歳入・歳出両面の要因により、国・地方のPBの改善が進んでいない。

3. 新たな財政健全化計画についての考え方

- ・ 経済・財政再生計画と同様の枠組みを基本とすべき。具体的には、2021年度までの3年間において、大括りの歳出分野ごとに歳出の水準に関する規律を設けるとともに、各分野の個別の改革について具体的な内容・工程を定めた上で、3年間の取組の進捗状況を検証し、必要に応じて歳出・歳入両面からの追加措置を検討する計画とすべき。
- ・ 歳出の水準に関する規律(上記)については、少なくとも、経済・財政再生計画の目安の考え方を踏まえ、今後も歳出改革をしっかりと進めることで、目標を確実に達成できるように設定すべき。新たな歳出増加要因に対しては、他の歳出の抑制等、安定財源を確保して対応すべき。
- ・ 約束どおりの消費税率引上げが大前提。税収が想定を下回る可能性などを踏まえて歳出改革を徹底し、PB黒字を確実に安定的に達成できる計画とすべき。
- ・ 補正予算については、安易な編成を厳に慎むべき。仮に編成せざるを得ない場合には、財政健全化目標に及ぶ影響をしっかりと認識・考慮した上で、厳しい財政規律を堅持すべき。

・ 主要分野において取り組むべき事項

1. 社会保障

社会保障関係費の伸びについて、「高齢化等の人口変動に伴う伸び」の範囲内におさめるべく、制度改革や効率化等に取り組むことで、「その他要因に伴う伸び(医療の高度化等)」を抑制していくべき。

1. 医療・介護

「高齢者の増加による費用の増加」に加え、「支え手の大幅な減少」や「医療の高度化・高額化」という「3つの課題」に対し、以下の視点で改革に取り組んでいく必要。

(視点1) 制度の持続可能性を踏まえた保険給付範囲としていく(共助の対象は何か)

- ・ 「高度・高額な医療技術や医薬品への対応」: 経済性等を踏まえた公的保険での新規医薬品等の対応の在り方、費用対効果評価の活用(保険収載の見送り又は償還可能水準までの薬価引下げ)。
- ・ 「大きなリスクは共助、小さなリスクは自助」: 市販品とのバランス等の観点からの薬剤自己負担の引上げ、高い外来受診頻度を踏まえた受診時定額負担の導入(かかりつけ医・薬局への誘導の観点からの負担額設定も検討)、ケアマネジメントの質の向上等の観点からの利用者負担の導入、軽度者への生活援助サービス等の地域支援事業への移行。

(視点2) 必要な保険給付をできるだけ効率的に提供する(公定価格と提供体制)

- ・ 「公定価格の適正化・包括化」: 国民負担を考慮した診療報酬の抑制と政策効果の検証、薬価制度の抜本改革(残された課題の着実な実施)、調剤報酬の改革、在宅と施設の公平性の観点等からの多床室における室料負担の見直し。
- ・ 「医療提供体制の改革」: 地域医療構想の促進、外来医療・高額医療機器の配置・在宅サービス等へのコントロール、都道府県ガバナンス強化の観点からの法定外繰入れ等の解消と地域別診療報酬の活用等、介護保険における保険者機能強化のためのインセンティブの活用、頻回のサービス利用の適正化、介護サービス事業所・施設の経営の効率化。

(視点3) 高齢化や人口減少の中でも持続可能な制度としていく(給付と負担のバランス)

- ・ 「年齢ではなく能力に応じた負担」: 世代間の公平の観点等からの後期高齢者の窓口負担の2割への引上げ・現役並み所得者の判定方法の見直し、介護保険の利用者負担の引上げ、金融資産等を考慮に入れた負担を求める仕組みの導入。
- ・ 「支え手減少下での医療費増加に対しても制度の持続可能性を確保」: 支え手の大幅な減少と実効給付率の上昇の中、負担能力を超えた給付増について保険料等の負担上昇のみで賄う仕組みを改め、将来にわたり支え手の負担が過重にならないよう給付率(自己負担)を自動的に調整する仕組み。

2. 年金

・ 高齢者の就労促進や将来世代の給付水準の維持・向上の観点から、支給開始年齢について、十分に準備期間を設けることを前提としつつ、更に引き上げることにについて議論を深めていくべき。

・ 年齢ではなく能力に着目し、高所得者に係る基礎年金国庫負担相当分の給付停止や年金課税の見直しを行うべき。

・ 主要分野において取り組むべき事項

2. 地方財政

- ・ 国・地方の財政状況の違いも考慮しつつ、地方歳出を不断に見直し、歳出歳入ギャップを縮小していくことが重要。
- ・ 試算によれば、地方の歳出額は計画が決算を継続的に1兆円前後上回っている。財源保障の適正規模について、より一層の精査が必要。一般財源総額実質同水準ルールの今後の取扱いについては、こうしたことを踏まえつつ検討を行っていくべき。
- ・ 「PDCAサイクル」を回すため、計画と比較可能な決算の公表を検討すべき。また、トップランナー方式にとどまらず、全ての行政分野を対象に地方歳出の「見える化」を進めつつ、先進・優事例の横展開等を通じて、歳出規模を効率的な団体の規模に合わせていくべき。
- ・ 人口減少社会に突入する中で行政サービスを安定的・持続的に提供していくため、上下水道を含め広域連携を一層進めるべき。公営企業について、必要性が認められない基準外繰出金の廃止や繰出基準の見直し、使用料の適正化を進めるべき。基金残高が増加する一方、臨財債の残高も増加する中で、地方の債務残高の安定的な引下げを行っていくべき。
- ・ 偏在性が小さい地方税体系を構築するため、地方法人課税における新たな偏在是正策の実現を図るべき。

3. 文教・科学技術

- ・ 予算の「量」ではなく、予算の「使い方」を改善させることで、教育の「質」や研究開発の「生産性」を向上させることが重要。
- ・ 高等教育に係る経済的負担の軽減が、大幅な定員割れ大学等に対する支援になってしまい、税金によって救済されることがないよう、支援対象者や支援対象となる大学・専門学校に関して、学生の意欲・能力の確認、学習成果の厳格な管理・評価・公表という教育の質の確保、教育の質を含めた経営・財務情報の徹底的な開示といった実効性のある要件を定めていく必要。
- ・ 国立大学法人運営費交付金等については、教育・研究成果に応じて配分する割合を高め、メリハリある予算を実現するとともに、相対評価を取り入れつつ、厳格な第三者評価を実施すべき。私学助成については、教育の質の向上につながるようなメリハリ付けを行うとともに、定員割れや赤字経営の大学等への助成停止等も含めた減額を強化すべき。
- ・ 研究開発の「生産性」を高めるため、「メリ」の分野の明確化や大学の組織・人事の硬直性の改善により、研究開発の新陳代謝を促すとともに、官民の役割分担を厳正にとらえ、厳格な評価を実施すべき。また、執行の適正化を進めることが必要であり、適正な執行管理ができない基金方式の利用は慎重な検討が必要。

・ 主要分野において取り組むべき事項

4. 社会資本整備

- ・ 公共事業関係費はピーク時に比して大幅減となっているが、一般政府の総固定資本形成(対GDP比)は、欧米諸国との比較で、引き続き高い水準。高度成長期以降のインフラ整備により日本の社会インフラは概成しつつあり、人口減少社会の本格的な到来を見据え、「量」から「質」への転換を提言。
- ・ 「質」の面では、生産性と安全・安心を確実に向上させていくため、エビデンスに基づく事業評価を厳格化することにより新規事業を厳選し、公共事業の投資効率を向上させていくことが重要。さらに、既存社会資本ストックを最大限活用し、ソフト対策との組合せ、民間活用による効率化、新技術活用によるコスト縮減を図っていくべき。
- ・ 「量」の面では、現在の経済状況を見ると、需給ギャップの解消や人手不足による供給制約の高まり等から、総需要追加のための公共事業の必要性は乏しい。また、インフラ老朽化に対しては、予防保全による計画的・効率的なインフラの長寿命化と統廃合、更には、PPP/PFI等による民間活用や新技術の積極的活用により、維持管理・更新コストの増高を抑制していくべき。

5. 農林水産

- ・ 水田活用の直接支払交付金の影響により、主食用米、転作作物ともに、需要に見合った生産ができていない現状。生産調整の廃止(いわゆる「減反廃止」)後の米政策のグランドデザインを描き、歳出の質の向上と競争力強化を追求すべき。
- ・ 今後の方向性として、野菜等の高収益作物への転換、規模拡大のみならず多収化等による生産コストの削減、耕種農家だけでなく畜産農家等による飼料作物の増産、地域差に応じた生産(適地適作)を推進していくべき。

6. 防衛

- ・ 安全保障環境を踏まえ、厳しい財政状況の中で防衛力を充実させるためには、技術力の選択と集中を戦略的に行った上で、防衛調達において一層の効率化を追求する必要。新たな「中期防衛力整備計画」においては、現在の「中期防衛力整備計画」が求める合理化の目標額を超過達成したことを踏まえ、調達改革の取組を更に強化することを前提として、計画を策定すべき。
- ・ 調達改革については、装備品の選定前、選定時及び選定後における取組を徹底し、装備品調達における企業間競争の確保や徹底したコストダウンを通じて、我が国の防衛産業を強靱化していくことが必要。